

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東御市公共下水道条例施行規則（平成 16 年東御市規則第 90 号）第 29 条及び東御市生活排水施設条例施行規則（平成 16 年東御市規則第 91 号）第 14 条の規定により、新たに下水道管渠の延長が必要となった場合の工事（以下「下水道延長工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 東御市公共下水道、東御市特定環境保全公共下水道及び東御市生活排水施設条例（平成 16 年東御市条例第 154 号）第 2 条に規定する東御市生活排水施設の総称をいう。
- (2) 申請者 下水道延長工事を申請する者をいう。
- (3) 下水道施設 下水道延長工事で設置する下水道管渠その他の施設をいう。
- (4) 公共ます 排水設備からの汚水を下水道施設に取り入れるため、市が設置し、管理を行うますをいう。
- (5) 排水設備 汚水を公共ますに流入させるための排水管その他の設備をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この告示は、次の各号のすべてに該当する下水道延長工事に適用するものとする。

- (1) 東御市公共下水道認可区域を除く区域における下水道延長工事であること。
- (2) 公共ますの設置を起因とする下水道延長工事であること。
- (3) 下水道延長工事で設置する下水道管渠は汚水が自然流下で流れる構造であること。
- (4) 下水道延長工事の実施箇所が概ね 2 メートル以上の幅員が確保できる市道等であること。

(申請及び審査)

第 4 条 下水道延長工事を希望する申請者は、下水道延長工事申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果について下水道延長工事決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(下水道延長工事負担金)

第 5 条 申請者は、下水道延長工事に係る費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定による申請者の負担金の額は、下水道延長事業費から下水道延長事業費に 2 分の 1 を乗じた額（300 万円を上限とする。）を減じて得た額とする。
- 3 前項に規定する下水道延長事業費とは、下水道延長工事の工事費、設計費、補償費及び舗装本復旧負担金等の下水道延長工事に係る費用の総額をいう。
- 4 前項に規定する設計費の額は、下水道延長工事費に 100 分の 8 を乗じて得た額とする。

(負担金の納入)

第 6 条 申請者は、下水道延長工事負担金について、下水道延長工事着手前に精算予定事業費に 10 分の 7 を乗じて得た額を、精算事業費確定後にその残額を市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(工事の実施)

第 7 条 下水道延長工事は、市が行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成19年1月1日から施行し、同日以後の申請に係る下水道延長工事から適用する。

(東部町農業集落排水施設における開発事業等に伴う排水施設工事の取扱要綱の廃止)

2 東部町農業集落排水施設における開発事業等に伴う排水施設工事の取扱要綱(平成13年東部町告示第9号。以下「旧要綱」という。)は、平成18年12月31日限り、廃止する。

(経過措置等)

3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧要綱の規定に基づき申請のあった下水道延長工事については、なお従前の例による。

4 この告示の日から施行日の前日までになされる旧要綱及び平成18年東御市告示第54号による廃止前の新規加入者下水道公共マス設置規程(平成12年北御牧村告示第36号)の規定の適用を受ける下水道延長工事の申請の受付については、施行日の前日までに、市が建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づき建築確認申請又は建築工事届を受け付けた建築物に係る下水道延長工事に限るものとする。

下水道延長工事申請書

年 月 日

(申請先)
東御市長

申請者 住所

氏名 (印)
(電話)

公共ますの設置に伴う下水道延長工事について、東御市下水道管渠延長工事取扱要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

公共ます設置場所	地番	地目	地積(m ²)	土地所有者氏名 (土地管理者氏名)
	東御市			
承諾事項	1 下水道延長工事の実施において、条件がある場合はその指示に従います。 2 下水道延長工事に係る負担金を支払います。			
その他(特記事項)				

- 添付書類 1 案内図(住宅地図の写し等)
2 公共ます設置場所から既設下水道施設までの公図の写し

様式第2号(第4条関係)

下水道延長工事決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

東御市長 印

年 月 日付けで申請のありました下水道延長工事について、下記のとおり通知します。

記

決 定 区 分	1 工事を実施する 2 工事を実施しない
申請者負担の内容	
工事実施の条件等	